犯罪のない社会は

7月は社会を明るくする運動強調

とり

(S)

est of the second

3

L





5

7月は社会を明るくする運動強調月間です。

|取り締まるだけでは

急速なシ子と、高令とこを戻るいかもしれません。 取り締まりを強化すればいい、罪取り締まりを強化すればいい、罪犯のにしていいである。

急速な少子化・高齢化と核家にお着ない。 意識の希薄化や都市化、伝統的に意識の希薄化や都市化、伝統的に意識の希薄化や都市化、伝統的にできた地域社会の連帯機能の低下できた地域社会の連帯機能の低下できた地域社会の連帯機能の低下での人が共に暮らせる安全・安心な社会を実現するためには、多くの方々の理解と協力、関係機関・の方々の理解と協力、関係機関・団体組織を超えた連携が不可欠で団体組織を超えた連携が不可欠です。

社会を明るくする運動とは

で実施されます。

『社会を明るくする運動』が全国
『社会を明るくする運動』が全国
て、毎年7月を強調月間として、

この運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、たちの更生について理解を深め、たちの更生について理解を深め、を築こうとする全国的な運動で、空策こうとする全国的な運動で、の事で65回を迎えます。この機会に、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動を深め、ためになにができるか、皆さんもためになにができるか、皆さんもちんり。

支えていくことが必要なのです。る人たちは、過去の過ちを反省し、る人たちは、過去の過ちを反省し、地域社会の中に受け入れ、見守り、地域社会の中に受け入れ、見守り、地では、からとしています。そのためには、立ち直ろうとしています。

●「社会を明るくする運動」

榛名女子学園等、 うお願い申し上げます。ご協力い のうえ格別のご協力を賜りますよ 性会員が封筒募金のお願いにお伺 動資金として、榛東村更生保護女 等の事情を理解した上で雇用する の慰問等に活用させていただきま 幼稚園、小中学校への図書配布や ただいた募金は、村内の保育園 いいたしますので、趣旨をご理解 に戻る人の数を減らすこと」です。 き所がないまま、刑務所から社会 企業の数を増やすこと」と「帰るべ また、運動を実施するための活 今年度の重点事項は、「出所者 更生保護施設

(☎54-2211 内133)→お問い合わせ

第65回社会を明るくする運動

7月は「社会を明るくする運動」強調月間

— 犯罪や非行を防止し、 立ち直りを支える地域のチカラ



(写真は昨年の様子) 青少年の非行防止と現状についての講演

榛東村職員採用試験案内

榛東村職員を募集します

村では、平成28年4月1日に採用予定の榛東村職員を募集します。

■採用予定人員 若干名 ■職務内容 一般業務

■受験資格 ○次のすべてを満たす人

・昭和61年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人

・平成28年3月31日までに学校教育法による高等学校を卒業した人(卒業見込みを含む)またはこれと 同等の資格を有すると認められる人

○次のいずれかに該当する場合は受験できません。

(1)日本国籍を有しない人

(2)地方公務員法第16条の規定に該当する人

■試験 1次試験、2次試験及び3次試験

■試験の方法 1次試験…教養試験、適性検査 2次試験…人物試験、書類審査など 3次試験…人物試験

■試験日 1次試験…9月20日(日) 2次試験…10月下旬 3次試験…11月上旬

■試験会場 すべての試験…榛東村役場(榛東村新井790-1)

■受験申込 受験申込用紙は7月21日巛から8月7日魵まで役場総務課で配布。郵便で請求する場合は、封筒の表

に「採用試験受験申込用紙請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封のうえ、

下記の請求先に郵送してください。

■受付期間 7月21日火から8月7日 金まで 午前8時30分~午後5時15分(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く)

郵送の場合は、必ず簡易書留により8月7日金まで(当日消印有効)

■その他 採用情報は、村ホームページ(http://www.vill.shinto.gunma.jp/) にも掲載しています。

◎受験申込用紙の請求およびお問い合わせ

〒370-3593 群馬県北群馬郡榛東村新井790-1 榛東村役場 総務課 人事職員係 (☎0279-54-2211 内線253)

榛東村内空間放射線量測定結果について

榛東村内各施設等において空間放射線量を測定しました

村で測定した村内各施設等の平成27年5月の放射線量は次のとおりです。

- ■基準値…0.23マイクロシーベルト/時(年間1ミリシーベルト)
- ※ 原子力災害対策本部が示した面的な除染を実施する場合の被ばく線量
- ■測定値について…村では、群馬県立県民健康科学大学 大学院診療放射線学研究科専任講師 杉野雅人博士の指導のもと、 ハンディー型線量計(A2700型 Mr.Gamma)を使用して空間放射線量を測定しています。

榛東村内各施設等における空間放射線量測定結果一覧

| No. | 測定日 | 測定開始時刻 | 測定場所 | 住所 | 測定値(マイクロシーベルト/時) | | 天気 | 備考 | |
|------|---------|--------|-------------------|------------|------------------|-------|-------|----|-------------------|
| INO. | WIVE II | 州足洲知时刻 | 积从上场门 | | 地表 | 50cm | 1 m | ΛX | 加力 |
| 1 | 5月11日 | 14:45 | 役場・保健相談センター | 新井790-1 | 0.062 | 0.054 | 0.053 | 晴れ | 東側駐車場中央付近 |
| 2 | 5月11日 | 11:50 | 北部第2学童保育所 (旧庁舎分室) | 山子田1258-1 | 0.045 | 0.042 | 0.041 | 晴れ | 敷地中央付近 |
| 3 | 5月11日 | 9:05 | 中央保育園 (兼 うぐいす学童) | 山子田2531-19 | 0.052 | 0.043 | 0.041 | 晴れ | 園庭中央付近 |
| 4 | 5月11日 | 11:30 | 北部保育園 | 長岡1109 | 0.031 | 0.037 | 0.033 | 晴れ | 園庭中央付近 |
| 5 | 5月11日 | 10:40 | 南部保育園 | 広馬場1763-1 | 0.061 | 0.056 | 0.058 | 晴れ | 園庭中央付近 |
| 6 | 5月11日 | 13:35 | 南部第1、2学童 | 広馬場1156-1 | 0.057 | 0.048 | 0.049 | 晴れ | 敷地中央付近 |
| 7 | 5月11日 | 14:25 | 児童館 | 長岡1404-1 | 0.058 | 0.059 | 0.059 | 晴れ | 敷地中央付近 |
| 8 | 5月11日 | 9:50 | 榛東中学校 駐輪場 | 新井598 | 0.048 | 0.039 | 0.035 | 晴れ | 駐輪場中央付近 |
| 9 | 5月11日 | 10:05 | 榛東中学校 東グラウンド | 新井175-1 | 0.034 | 0.028 | 0.029 | 晴れ | グラウンド中央付近 |
| 10 | 5月11日 | 9:35 | 北小学校 (兼 北部第1学童) | 山子田1261 | 0.039 | 0.030 | 0.029 | 晴れ | グラウンド中央付近 |
| 11 | 5月11日 | 13:20 | 南小学校 | 広馬場1142 | 0.019 | 0.020 | 0.020 | 晴れ | グラウンド中央付近 |
| 12 | 5月11日 | 9:20 | 北幼稚園 | 山子田1322-1 | 0.061 | 0.048 | 0.045 | 晴れ | 園庭中央付近 |
| 13 | 5月11日 | 10:20 | 南幼稚園 | 広馬場1143-1 | 0.067 | 0.065 | 0.057 | 晴れ | 園庭中央付近 |
| 14 | 5月11日 | 13:50 | 南部コミセン | 広馬場1088 | 0.054 | 0.046 | 0.054 | 晴れ | 正面駐車場中央付近 |
| 15 | 5月11日 | 14:10 | 総合グラウンド | 山子田2037 | 0.062 | 0.065 | 0.058 | 晴れ | 野球及びサッカーグラウンド境界付近 |

▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線122)へ

税務課及び健康・保険課からのお知らせです

村税・保険料の納期内納付にご協力を

村税及び保険料(以下「村税等」という)は、定められた納期限までに自主的に納めていただくものです。村税等を納期 限までに納付されない場合には、納期限までに納付された方との公平性を保つため、本来の税額または保険料額のほか に延滞金を納付することになります。また、村税等を滞納した方には役場から督促状を発付し、それでもなお村税等が 納付されない場合は財産(預貯金、給与、生命保険、不動産など)の調査を行ったうえで、差押えなどの滞納処分をする 場合があります。

村税等の滞納は、村税等を滞納した方が不利益を受けるだけでなく、滞納に係る村税等を徴収するため、村の貴重な 財源が使われることにもなりますので、必ず納期限までに納付してください。また、特別な事情などにより納付が困難 な場合には、必ず役場税務課または健康・保険課で納税(納付)相談をしてください。

○村税及び保険料の納期限など

平成27年度の村税等の納期限は次のとおりです。固定資産税及び軽自動車税は納期限を経過している期別があります ので、納付忘れがないかもう一度ご確認をお願いします。

また、村税等は役場会計課のほか、県内の金融機関や郵便局(ゆうちょ銀行)またはコンビニエンスストアで納付がで きます(詳細な納付場所は、役場から発付された村税等の納付書の裏面をご確認ください)。なお、介護保険料及び後期 高齢者医療保険料は、郵便局(ゆうちょ銀行)及びコンビニエンスストアでは納付できませんのでご注意ください。

■村・県民税(普通徴収分)

| 期別 | 納期限 |
|-----|--------------|
| 第1期 | 平成27年6月30日火 |
| 第2期 | 平成27年8月31日间 |
| 第3期 | 平成27年11月2日间 |
| 第4期 | 平成27年12月25日金 |

■固定資産税

| 期別 | 納期限 |
|-----|----------------|
| 第1期 | 平成27年6月1日间 |
| 第2期 | 平成27年7月31日金 |
| 第3期 | 平成27年9月30日(水) |
| 第4期 | 平成27年11月30日(月) |

■軽自動車税

| 期別 | 納期限 |
|----|------------|
| 全期 | 平成27年6月1日例 |

■国民健康保険税(普通徴収分)

| 期別 | 納期限 |
|-----|----------------|
| 第1期 | 平成27年6月30日火 |
| 第2期 | 平成27年7月31日金 |
| 第3期 | 平成27年8月31日间 |
| 第4期 | 平成27年9月30日(水) |
| 第5期 | 平成27年11月2日间 |
| 第6期 | 平成27年11月30日(月) |
| 第7期 | 平成27年12月25日金 |
| 第8期 | 平成28年2月1日例 |

■介護保険料(普通徴収分)

| T 10750 000 0 (1) |
|-------------------|
| 平成27年6月30日火 |
| 平成27年7月31日金 |
| 平成27年8月31日间 |
| 平成27年9月30日(水) |
| 平成27年11月2日间 |
| 平成27年11月30日(月) |
| 平成28年1月4日间 |
| 平成28年2月1日间 |
| |

■後期高齢者医療保険料(普通徴収分)

| - 1X W 1 F1 F1 | FI EMMATATION BY NATIONAL PROPERTY OF THE PROP |
|----------------|--|
| 期別 | 納期限 |
| 第1期 | 平成27年7月31日金 |
| 第2期 | 平成27年8月31日间 |
| 第3期 | 平成27年9月30日(水) |
| 第4期 | 平成27年11月2日间 |
| 第5期 | 平成27年11月30日(月) |
| 第6期 | 平成28年1月4日间 |
| 第7期 | 平成28年2月1日间 |
| 第8期 | 平成28年2月29日间 |
| | |

[※] 口座振替の手続きをされている場合は、上記の納期限が振替日になります。

○村税等の納付は口座振替が安心・便利です

村税等の納付には安心・便利な口座振替をご利用ください。一度手続きをするだけで、納期限のたびに役場会計課や 金融機関などへお出掛けする必要もなく、翌年度以降も継続して村税等を振り替えることができます(ただし、固定資産 税で共有名義から単独名義などへの変更、あるいは所有者数の増減に伴う共有持分に変更などがあると自動継続されま せんので、新たに手続きが必要になります)。

■手続き方法

「榛東村村税等口座振替依頼書」に必要事項の記入及び押印をして、役場税務課または健康・保険課もしくは関係する 金融機関へ提出してください。

■手続きに必要なもの

振替を希望する金融機関の預貯金通帳及びお届け印

- ▶村税についてのお問い合わせは、税務課(**☎**54-2211 内線161 ~ 165)へ
- ▶介護保険料・後期高齢者医療保険料についてのお問い合わせは、健康・保険課(☎54-2211 内線140または143)へ

住民生活課からのお知らせです

生ごみ処理容器の購入を補助します

村では村内の環境美化とごみの減量化を推進するため、生ごみ処理容器の購入に要した費用について、予算の範囲内 において補助金の交付を行います。※電動生ごみ処理機は補助対象となりません。

- ■補助対象者(法人を除く)
 - (1)購入日及び申請日に村内に住所を有し、かつ、居住していること。
 - (2)購入した生ごみ処理容器を設置し、適正に維持管理できること。
 - (3) 堆肥化された生ごみを自ら適正に処理できること。
 - (4)補助金の交付を受けようとする者及びその者の属する世帯員全員が、補助金交付申請時に村税を滞納していないこと。
- ■補助金の額
 - 上限3.000円
 - ※補助の対象は、1世帯につき2基の生ごみ処理容器です。
 - ※購入費用が3.000円未満の場合は、購入に要した費用となります。
- ■申請手続き

申請書は役場住民生活課で配布、または、村ホームページからダウンロードできます。 なお、申請における添付書類として購入に係る「領収書」及び「保証書又は取扱説明書」 の写しが必要となりますのでご注意ください。

▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線120)へ



木造住宅耐震診断希望者募集について

木造住宅耐震診断者を派遣します

村では、耐震診断を希望する人に木造住宅耐震診断者を派遣します。診断者が設計書などをもとに現地調査を行い、 どの部分が地震に弱いかや、倒壊する可能性の有無などについて一般診断を行います。

○対象建物

- ■昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅又は併用住宅で住宅部分の床面積が2分の1以上のもの
- ■平屋建てまたは2階建てのもの
- ■在来軸組構法によって建築されたもの

○対象者

■派遣対象建築物の所有者かつ居住者(ただし、貸家は除く) ■村税の滞納がない者

○募集戸数

■3戸(定数になり次第、募集を締め切ります。)

○耐震診断の費用

■耐震診断費 無料(ただし、交通費1,000円の個人負担があります。)

○必要書類

- ■榛東村木造住宅耐震診断者派遣申請書 ■住居していることを証明するものの写し ■村税の完納証明書
- ■案内図 ■現況写真 ■建築確認通知書 ■対象住宅の家屋評価証明書
- ※建築確認通知書が無い場合は、調査用図面の作成が必要となり、別途費用(10,000円)がかかります。なお、調査用 図面は現場を調査した診断者が作成しますので、図面作成費用は直接診断者にお支払い頂くことになります。

○申請期間

■平成27年7月1日~平成27年11月28日

○申請方法

耐震診断を希望する方は、役場建設課窓口で事前相談後、申請を行ってください。なお、事前相談の際に建築物が事 業の対象になるか確認しますので、住宅の建築年度や構造などを調べてお越しください。また、申請に必要な証明書等 には費用がかかることがあります。

詳細に関しては、榛東村木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱(建設課で配布、または村ホームページからダウンロー ド可)をご覧ください。

▶お問い合わせは、建設課(☎54-2211 内線233)へ

群馬県衛生食品課からのお知らせです

群馬県動物愛護センターが7月1日に開設されます

動物愛護行政の充実・強化のため、現在、各保健福祉事務所で受け付けている犬の捕獲や犬猫の引取・相談が、前橋 市と高崎市を除き、平成27年7月1日(水)から県動物愛護センターとその出張所に集約されます。

また、動物取扱業の登録や特定動物飼養許可等の事務も、県動物愛護センターに集約されます。

当村管内においては、犬の捕獲や犬猫の引取・相談の連絡先が、7月1日以後、渋川保健福祉事務所から動物愛護セ ンター北部出張所へ変わります。

また、新たに動物取扱業を始める場合や特定動物を飼い始める場合も、動物愛護センター(愛護推進係)へ受付窓口が 変わりますので、事前にご確認ください。

なお、6月末日までは、渋川保健福祉事務所(衛生係)で受け付けます。

詳細については、県庁衛生食品課食品衛生係(電話:027-226-2442)あて、7月1日以後は動物愛護センターあてお 問い合わせください。

▶平成27年7月1日以後の連絡先

群馬県動物愛護センター本所 電話:0270-75-1718

住所: 佐波郡玉村町樋越305-7

群馬県動物愛護センター北部出張所 電話: 0279-25-8852

住所:渋川市金井394

群馬県計量検定所からのお知らせです

「夏休みはかりの工作教室」参加者募集

 \bigcirc **H** 時 平成27年7月31日金 午後1時30分~3時30分

○会 場 榛東村中央公民館 大会議室(榛東村山子田797) TEL 0279-54-2573

○内 容 身近な材料でさおばかりを作り、計量を体験します。

○対 象 村内の小学3年~6年生

○定 員 20人(先着順)

○費 用 無料

○持ち物 牛乳等のパック飲料(1%)の空き容器 1個

○その他 参加者全員に「パズル付定規」プレゼント

○募集期間 平成27年7月1日(水)~7月24日(金) 定員になり次第、締め切ります。

○申込方法 下記申込先へ電話又はFAXでお申し込みください。

○申込先 群馬県計量検定所(前橋市下大島町81-13)

TEL 027-263-2436(平日8:30~17:15)

FAX 027-263-3142

※FAXにより申し込む場合は、任意の用紙に「工作教室(榛東)」と表記し、「氏名、学校名、学年、電話番号」を記載の うえ送信してください。